

奈良県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 常吉	葛城市木戸二一―三
〃	熨斗 博一	〃 一八二
〃	熨斗 祥皓	〃 二〇六
〃	熨斗 清皓	〃 一七〇―一
〃	森岡 淳吉	〃 二一六
監事	木村 光弘	〃 二三〇
〃	高井 治	〃 二三三
〃	米田 高朗	〃 二五三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 常吉	葛城市木戸二一―三
〃	熨斗 清皓	〃 一七〇―一
〃	木村 光弘	〃 二三〇
〃	高井 治	〃 二三三
〃	米田 高朗	〃 二五三
監事	弓田 忠由	〃 一七三―二
〃	東野 勇人	〃 二四五
〃	森岡 淳吉	〃 二一六